米国の対中追加関税 20%への引き上げ公表(3/3)後の中国による対抗的規制動向

- 一農産物に対する関税措置等
- 一防衛関連等の米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストへ追加
- 一米企業イルミナ社(2月4日付信頼できないエンティティリストに掲載)に対 する措置の決定
- 一米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加

2025.3.5

CISTEC 事務局

【全体の構成】

- ① 農産物に対する関税措置等(2025年3月10日適用等)
- ② 防衛関連等の米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストへ追加(2025 年 3 月 4 日公布、施行)
- ③ 米企業イルミナ社(2月4日付信頼できないエンティティリストに掲載)に対する措置の決定(2025年3月4日公布、施行)
- ④ 米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加(2025年3月4日公布、施行)

① 農産物に対する関税措置等(3月10日適用等)

中国は3月4日、米国が発表した対中追加関税措置(10%引き上げ)に関し、「米国による一方的な関税賦課は中米間の正常な経済貿易協力にも損害を与えるものである。」として、中華人民共和国関税法、対外貿易法及びその他の法令ならびに国際法の基本原則に従い、国務院の承認を得て、2025年3月10日より、米国を原産地とする一部の輸入品に関税を上乗せすることを発表した。

鶏肉、小麦、とうもろこし及び綿花には現行の税率に 15%を上乗せするとして附属書 1 に 29 品目が掲載され、大豆、豚肉、牛肉、野菜、乳製品、果物等には現行の税率に 10%の関税を上乗せするとして附属書 2 に 711 品目が掲載されている。

また、今回の対米関税措置に関し、先月2月による石炭等の関税措置にはなかった<u>追加</u>関税の適用の経過措置(3月10日以前に出荷され、4月12日までの間に輸入された商品は 追加関税の除外)が設けられている。

なお、上記の関税措置と同時に、いくつかの非関税措置等を公表している1。

http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6388602/index.html

②米国産丸太の輸入停止

¹⁽¹⁾CHS 等 3 社の中国向け大豆輸出資格の一時停止

米国を原産とする一部の輸入商品に追加関税の賦課に関する国務院の関税率委員会の発表(中華人民共和国財政部サイト 2025 年 3 月 4 日): 別添 1 ※機械翻訳 https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/t20250304_3959228.htm

付属文書 1 15%関税の対象となる品目一覧:※別掲載の資料を参照 https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/P020250304305423071174.pdf

付属文書 2 10%関税の対象となる品目一覧:※別掲載の資料を参照 https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/P020250304305423284638.pdf

今回の対米関税措置に関し、「追加関税は、2024年の米国国勢調査データに基づくロイターの算出で米国の対中輸出の約 15%、210億ドル相当に影響する。中国は米農産品にとって最大の市場。それだけに米農業セクターは貿易摩擦の影響が大きい。2024年の中国の米農産品輸入額は 292億 5000万ドルで2年連続で減少。22年の428億ドルを大きく下回った。米農産物輸出業者は、中国に代わる市場として、東南アジア、アフリカ、インドへの輸出を増やすことも予想される。」(ロイター2025.3.4)としている。

また、中国は、対中追加関税措置に関し、世界貿易機関(WTO)の紛争解決制度に基づき、提訴している。

② 防衛関連等の米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストに掲載(2025 年 3 月 4 日公布、施行)

今般、対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国企業の TCOM 社を含む 10 社を、台湾への武器売却の関与を理由として、同社を信頼できないエンティティリストに掲載する旨が発表された(2025 年 3 月 4 日公布・施行)。

反外国制裁法に掲載済み企業のうち、10 社に対し、信頼できないエンティティリスト 規定第 10 条に基づき、①中国に関連する輸出入活動 への禁止、②中国国内への投資を禁止の措置を講ずるものである。その他、本公告に記載されていない事項については、「信頼できない企業リストに関する規定」に従って実施するとされている。

■信頼できないエンティティリスト公告 2025 年第 5 号: <u>別添 2</u>|※機械翻訳 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_beb25dc3bf9447f9ba7a34b25cca

http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6388574/index.html

 $https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_d94b0155ebb547609e748b23a94b8139.html$

③米国の光ファイバーメーカーの調査(反ダンピング措置の回避の疑い)

8f64.html

今回の掲載企業は、昨年9月に反外国制裁法に基づき、資産凍結や中国企業との取引の禁止などの措置が講じられていた企業9社のうち8社が含まれている。また、昨年9月の措置に続き、今回の信頼できないエンティティリストの掲載企業の中に、オープンソースインテリジェンス(OSINT)を活用した調査会社が含まれているのも注目される。これらの措置は、最近の記事(以下 CISTEC 解説を参照)でも解説した、あらゆる措置を包括的に運用していくものの一環かと思われる。

■CISTEC 解説(2025.1.7)

中国の最近の輸出規制とその関連動向(2024年12月末~2025年1月初め)

- 一米国に対する対抗措置を更に拡大
- 一輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用
- 一今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が 中国当局の許可対象になる可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

また、先月2月4日に発表された信頼できないエンティティリストの掲載は、「中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対する差別的な措置を取っている」との理由でリストに掲載され、米国側の規制によって中国企業との取引が困難となったことが、中国側から見て差別的な措置を取っているとされ制裁対象となるという構図であると考えられ、信頼できないエンティティリストの制定当初から懸念されていた、中国と経済取引を行う外国企業が、米中間での踏み絵、股裂き局面に直面するという事態が現実化している。そういった観点からも、今後、米国企業だけでなく、(米国の再輸出規制、同志国連携による規制、独自規制に関わる)日本の企業も含めて同様の構図に立たされる可能性があることに、十分な留意が必要である(以下 CISTEC 解説 p.5 以降を参照)。

■CISTEC 解説 (2025.2.6)

米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向(改訂版)

- ―米国の関税措置に対する対抗措置(対米関税・グーグルへの独禁法調査)
- ータングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種を含む輸出規制等を発動。再輸出 規制も対象に。
- 一米国企業 2 社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf

また、信頼できないエンティティリストにおける過去の措置においては、**リスト掲載企**

業に中国製品を移転した米国企業に対して、「再発防止」のための報告とその証明を求め、 従わない場合は同リストに掲載する旨の警告が発せられた例(以下 CISTEC 解説 p.3 参 照)もある。中国側からみた禁輸・制裁の迂回・潜脱に対するものである。こうした観点 からも、(米国企業のみならず)掲載企業と取引関係にある企業等に関しては十分に注意 する必要がある。

■CISTEC 解説 (2024.8.5)

中国の最近の輸出規制とその関連動向(改訂版)

-2024 年春以降の動向を中心として

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf

■商務部報道官による記者会見(商務部ウェブサイト 2025 年 3 月 4 日)※機械翻訳

○商務部報道官が米国企業 10 社を信頼できないエンティティリストに加えたことに対する記者の質問に回答 ²

質問:今回、中国は再び「信頼できないエンティティリスト」を発動し、台湾への武器 売却に関与した 10 社に制裁を課しました。その理由は何ですか?

回答:近年、TCOM、スティック・ラダー・エンタープライズなど10社が、中国の強い反対を押し切って、台湾への武器売却に関与したり、台湾といわゆる軍事技術協力を行ったりし、中国の主権、安全、発展の利益を深刻に損なっています。 中国は、中華人民共和国対外貿易法、中華人民共和国国家安全法、中華人民共和国反外国制裁法、その他の法律、および信頼できないエンティティリスト規定第2条に基づき、法律に従ってこれらの企業の違法責任を追及する。

中国は、信頼できないエンティティリストの問題を常に慎重に扱っており、法律に従って、わが国の国家安全を脅かす少数の外国企業のみを対象としている。誠意を持って行動し、法律を遵守する外国企業は、何ら心配する必要はない。中国政府は、従来通り、世界各国の企業が中国に投資し、事業を行うことを歓迎しており、中国で事業を行う法律遵守の外国資本企業に対して、安定した、公平で予測可能なビジネス環境を提供することに尽力している。

■信頼できないエンティティリスト規定の関連条文

信頼できないエンティティリスト規定(抄)※CISTEC 仮訳

2 「商务部新闻发言人就将 10 家美国企业列入不可靠实体清单答记者问」(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日)

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrth/art/2025/art_6dea07353ae84009a922b17917c90b34.html

https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201130-31-20200923-2.pdf

- 第十条 信頼できないエンティティリストに加えられた外国の実体に対して、実務機構は、実際の状況に基づいて、以下の1つ或いは複数の措置(以下、処理措置と呼ぶ)を採ることを決定し、目つ公布することができる。
 - (一) 中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する;
 - (二) 中国国内で投資することを制限或いは禁止する;
 - (三) 関係人員或いは移動手段等の入国を制限或いは禁止する;
 - (四)関係人員の中国国内での就業許可、滞在或いは在留資格を制限或いは取り消す;
 - (五) 情状の深刻さに基づいて、相応金額の罰金を科する;
 - (六) その他の必要な措置。

前項に規定する処理措置は、関連部門が職責分業に基づいて、法に依り実施し、その他の関連団体及び個人は協力しなければならない。

③ 米国企業イルミナ社(2月4日付信頼できないエンティティリストに掲載)に対する措置の決定(2025年3月4日公布、施行)

今般、対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、先月2月4日付で信頼できないエンティティリストに掲載された米国企業イルミナ社に対し、中国への遺伝子解析機器の輸出を禁止する旨が発表された(2025年3月4日公布・施行)。

■信頼できないエンティティリスト公告 2025 年第 6 号: <u>別添 3</u>※機械翻訳 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_205cf5fddd1645a7be68d132cdb 38cc3.html

米国企業イルミナ社は先月2月4日に信頼できないエンティティリストに掲載されていたが、具体的な措置内容は明示されておらず、関連法規に基づき相応の措置を講じるとしつっ、本公告に記載されていない事項については、「信頼できない企業リストに関する規定」に従って実施するとされていた(以下 CISTEC 解説 p.5 以降を参照)。

今般、それに関し、信頼できないエンティティリスト規定第 10 条に基づき、「(一) 中国に関連する輸出入活動に従事することを制限或いは禁止する」の具体的な措置として、遺伝子解析機器の中国への輸出を禁止する措置を講じたものである。

中国市場はイルミナ社の売上高の約7%を占めている(ロイター2025.3.4)。

■CISTEC 解説(2025.2.6)

米国の対中 10%関税賦課後の中国による対抗的規制動向(改訂版)

- ―米国の関税措置に対する対抗措置(対米関税・グーグルへの独禁法調査)
- ータングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種を含む輸出規制等を発動。再輸出 規制も対象に。

一米国企業 2 社「中国企業に対する差別的な措置を取っている」として信頼できないエンティティリストへ追加

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250205.pdf

■商務部報道官による記者会見(商務部ウェブサイト 2025 年 3 月 4 日)※機械翻訳

○商務部報道官は、米国企業イルミナ社が信頼できないエンティティリストに掲載されたことに対する措置について、記者の質問に回答³

質問:中国は本日、米国企業イルミナ社が「信頼できないエンティティ」リストに掲載されたことに対する措置を発表し、同社による遺伝子解析機器の中国への輸出を禁止することを決定しました。その理由は何ですか?

回答:2月4日、中国は法律に基づき、米国企業イルミナ社を「信頼できないエンティティリスト」に追加することを決定した。イルミナ社は正常な市場取引の原則に違反し、中国企業との正常な取引を妨害し、中国企業に対して差別的な措置をとり、中国企業の合法的な権益を深刻に損なった。同社の違法な状況などの要因を総合的に考慮した結果、法律に基づき決定された「信頼できないエンティティリスト」の作業メカニズムにより、同社による中国への遺伝子解析機器の輸出を禁止することが決定された。

中国は信頼できないエンティティリストの問題を常に慎重に扱っており、法に基づいて中国の国家安全を脅かすごく少数の外国実体のみを標的にしている。中国政府はこれまで通り、世界中の企業による中国への投資とビジネスを歓迎しており、中国で事業を展開する法を遵守し、法令を順守する外資系企業に安定した、公正で予測可能なビジネス環境を提供することに尽力しています。

④ 米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに追加することを公布 (2025 年 3 月 4 日 公布、施行)

今般、中国輸出管理法及び両用品目輸出管理条例(2024年10月19日公布、12月1日施行)等の基づき、米国企業15社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し、これらの企業に対し両用品目の輸出を禁止等する旨が発表された(2025年3月4日公布・施行)。

商務部公告 2025 年第 13 号: 別添 4※機械翻訳

³ 「商务部新闻发言人就对美国因美纳公司采取不可靠实体清单处理措施答记者问」(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日) ※URL は次頁を参照

[※]前頁注釈の続き

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrth/art/2025/art_7f92dc4e457d496782e65f09db4749b1.html

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e1ea9512b1f84dc6b1a17f703fa4cf56.html

輸出管理規制ユーザーリストは、本年1月2月に輸出管理法(第18条)及び両用品目輸出管理条例(第28条~第30条)に基づき、**米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストとして、初めて発動されたもの**である(以下 CISTEC 解説 p.6 以降を参照)。

同条例第29条においては、管理リスト(今回のユーザーリスト)に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うことができるとされており、今回の措置では「両用品目を輸出することを禁止」するとされている。さらに、現在進められている関連輸出活動に関しても直ちに停止するよう求めている。

■CISTEC 解説(2025.1.7)

中国の最近の輸出規制とその関連動向(2024年12月末~2025年1月初め)

- 一米国に対する対抗措置を更に拡大
- 一輸出管理法初の「輸出管理規制ユーザーリスト」を掲載信頼できないエンティティリストや反外国制裁法の報復リストと複合的運用
- 一今後、再輸出規制の拡大により、中国外で中国原産品を使用した製品の対米輸出が 中国当局の許可対象になる可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

今回の措置内容としては、本年1月2日に初めて発動された際のものと同様であり、両用 品目に限定はなく、掲載企業への全ての品目が禁輸となる。

他方で、昨年 12 月 3 日に発動された米国への対抗措置パッケージ (以下 CISTEC 解説を参照) では、米国の軍事ユーザー又は軍事用途向けの両用品目の輸出を禁止しているため、 今般の掲載企業がこれらに該当する場合には既に禁止されていたと考えられる。

■CISTEC 解説 (2024.12.5)

米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について

- ―米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 一優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 一輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241205.pdf

また、本リストの発動当時の商務部報道官の記者会見の際と同様に、掲載企業への両用品目の禁輸に関し「如何なる輸出者も違反してはならない」とされており、同条例第 49 条に基づく再輸出規制における「特定の組織・個人」に該当するものとして、原産品規制等の3類型の再輸出規制の対象になると思われる。

中国原産品など中国に関連する品目等は再輸出規制の対象となるため、日本の企業においても細心の注意を払って輸出取引を行うことが必要である。

再輸出規制3類型のうち、中国原産品の当該品目そのものの以外の類型の、デミニミスルールや外国直接製品ルールの適用規則については別途公表されると説明されていたが、公表せずに通知等で適用することもできる規定になっていることから、昨年12月3日の対米包括的規制の発動を契機に、3類型すべてが適用となってきている可能性もある。そうなれば、中国以外でそれら品目を使って製造した品目の輸出も中国当局の許可対象となってくることになり、国際サプライチェーンに大きな影響をもたらすことになり得る。

■商務部報道官による記者会見(商務部ウェブサイト 2025 年 3 月 4 日)※機械翻訳

商務省報道官が輸出管理規制ユーザーリストに関する問題についての記者の質問に回答 4

質問:3月4日に商務部は、米国の15の企業・団体が輸出管理規制ユーザーリストに 追加する旨の公告を発表した。どのような考慮がなされたのでしょうか?

回答:中国の国家安全保障および国益を保護し、不拡散などの国際的義務を果たすため、また中華人民共和国輸出管理法および中華人民共和国のデュアルユース物品の輸出管理に関する規則などの関連法規の規定に従い、中国は中国の国家安全保障および国益を脅かす米国の15の事業体を輸出管理リストに追加し、それらへのデュアルユース物品の輸出を禁止し、如何なる輸出者も上記の規定に違反してはならない。

■輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連条文

- ■輸出管理法(抄) ※CISTEC 仮訳
- 第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユー ザーに対して、規制リストを作成する:
 - (一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの;
 - (二) 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの;
 - (三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。

4 「商务部新闻发言人就出口管制管控名单有关问题答记者问」(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日)

 $\frac{\text{https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrth/art/2025/art_917a395fd6614f07abd0f6bdc71a6}{\text{e}9a.\text{html}}$

規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。

輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引 を行ってはならない。

輸出者が特殊な状況下において、確かに規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行う必要のある場合は、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。

規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーは措置を採ることによって、第 一項に規定した状況がなくなった場合は、国家輸出管制管理部門に規制リストからの 削除を申請することができる;国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、規制 リストに加えた輸入業者、エンドユーザーを規制リストから削除するかを決定ことが 出来る。

■両用品目輸出管理条例(抄)※CISTEC 仮訳

- 第二十八条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。
 - (一) エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している;
 - (二) 国の安全と利益を脅かす可能性がある;
 - (三) 両用品目をテロ目的で使用している。

輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅か す場合、前項の規定に基づいて執行する:

- (一) 両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いる;
- (二) 国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置 を講じている。

本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国務院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。

- 第二十九条 国務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リスト に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じ ることができる:
 - (一) 関連する両用品目の取引を禁止する;
 - (二) 関連する両用品目の取引を制限する;

- (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる;
- (四) その他の必要な措置。

輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができる。

- 第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、国務院の商務主管部門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、国務院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。国務院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。
- 第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の 組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国務院の商務主管 部門は関係する事業者に本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することがで きる:
 - (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目;
 - (二)中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目;
 - (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

米国を原産とする一部の輸入商品に追加関税を課すことに関する 国務院関税税則委員会の公告⁵

税委員会公告 2025 年第 2 号

2025年3月3日、米国政府はフェンタニルを根拠に、中国の対米輸出品すべてにさら に10%の関税引き上げを発表した。米国の一方的な関税賦課は、多国間貿易システムを弱 体化させ、米国企業と消費者の負担を悪化させ、中米間の経済貿易協力の基盤を損なうも のである。

《中華人民共和国関税法》、《中華人民共和国海関法》、《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規と国際法の基本原則に基づいて、国務院の承認を得て、2025年3月10日より、米国を原産とする一部の輸入商品に追加関税を課す。関連事項は以下の通り:

- 一、鶏肉、小麦、とうもろこし、綿花には 15%の関税を上乗せし、具体的な品目の範囲は付属文書 1 に示す。
- 二、ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果物、野菜、乳製品に 10%の関税を追加 する。商品の具体的な範囲は、付属文書 2 に示す。
- 三、米国を原産地とする附属書に記載された輸入品については、それぞれ現行の適用 関税率に対応する関税が上乗せされ、現行の保税・免税政策は変更されず、今回上 乗せされた関税は減免されない。
- 四、2025年3月10日以前に出発地から出荷され、2025年3月10日から2025年4月12日の間に輸入された商品は、本通知に規定される関税引き上げの対象とはならない。

付属文書:1. 15%の追加関税を課す商品リスト

2. 10%の追加関税を課す商品リスト

国務院関税税則委員会 2025年3月4日

_

^{5「}国务院关税税则委员会关于对原产于美国的部分进口商品加征关税的公告」(中華人民共和国財政部サイ

ト 2025 年 3 月 4 日) https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/P020250304_3959228.htm; https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/P020250304305423071174.pdf (付属文書 2) https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202503/P020250304305423284638.pdf

信頼できないエンティティリスト業務機構による TCOM, Limited Partnership 等米国企業 10 社に対して信頼できないエンティティリストの措置を採ることに関する公告 6

【公布部門】安全与管制局

【公布番号】信頼できないエンティティリスト業務機構公告〔2025〕5号

【公布日】2025年03月04日

信頼できないエンティティリスト業務機構 公告 2025 年 第 5 号

国の主権、安全及び発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関係する法律に基づき、信頼できないエンティティリスト業務機構は《信頼できないエンティティリスト規定》第二条、第八条及び第十条の関連規定に依拠して、TCOMコーポレーション等10社を信頼できないエンティティリストに掲載し、且つ以下の処置・措置を採ることを決定した:

- 一、上記企業が中国に関連する輸出入活動に従事することを禁止する;
- 二、上記企業が中国国内で新たに投資することを禁止する;

本公告に規定されていない事項については、《信頼できないエンティティリスト規定》 に基づき、執行する。

本公告は公布の日より実施する。

信頼できないエンティティリスト業務機構 (商務部代章) 2025 年 3 月 4 日

添付文書

信頼できないエンティティリストに掲載される米国企業 10 社

⁶「不可靠实体清单工作机制关于将特科姆公司等 10 家美国企业列入不可靠实体清单的公告 〔2025〕5号| (中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日)

 $https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_beb25dc3bf9447f9ba7a34b25cca8f64.html$

- 1. TCOM, Limited Partnership
- 2. Stick Rudder Enterprises LLC
- 3. Teledyne Brown Engineering, Inc.
- 4. Huntington Ingalls Industries Inc.
- 5. S3 AeroDefense
- 6. Cubic Corporation
- 7. TextOre
- 8. ACT1 Federal
- 9. Exovera
- 10. Planate Management Group

※機械翻訳

米国イルミナ社に対する信頼できないエンティティリストの措置の決定に関する公告 7

【公布部門】安全与管制局

【公布番号】信頼できないエンティティリスト業務機構公告〔2025〕6号

【公布日】2025年03月04日

信頼できないエンティティリスト業務機構 公告 2025 年 第 6 号

国の主権、安全及び発展の利益を守るため、《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民 共和国国家安全法》、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関係する法律に基づき、信頼で きないエンティティリスト業務機構は《信頼できないエンティティリスト規定》、米国を 拠点とする Illumina, Inc.)を 2025 年 2 月 4 日付で信頼できないエンティティリストに掲載 することを決定しました。この企業に対し、以下の処理措置を講じることを決定した:

中国への遺伝子解析機器の輸出を禁止する。

本公告に規定されていない事項については、《信頼できないエンティティリスト規定》 に基づき、執行する。

本公告は公布の日より実施する。

信頼できないエンティティリスト業務機構 (商務部代章) 2025 年 3 月 4 日

_

⁷「不可靠实体清单工作机制关于对美国因美纳公司采取不可靠实体清单处理措施的公告 〔2025〕6号」(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_205cf5fddd1645a7be68d132cdb38cc 3.html

商務部公告 2025 年第 13 号 ⁸ 米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載することを公布

【公布部門】安全与管制局

【公布番号】商務部公告 2025 年第 13 号

【公布日】2025年03月04日

《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律・ 法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するために、 Leidos 等米国企業 15 社を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し(付属文書を参照されたい)、且つ以下の措置を講じることを決定した:

- 一、上記米国企業 15 社へ両用品目を輸出することを禁止する;現在進められている関連輸出活動は直ちに停止しなければならない。
- 二、特殊な状況下で輸出を行う必要がある場合は、輸出者は商務部に申請書を提出しなければならない。

本公告は公布の日より実施する。

添付文書;輸出管理規制ユーザーリスト (2025年3月4日)

商務部

2025年3月4日

添付文書;

輸出管理規制ユーザーリスト (2025 年 3 月 4 日)

- 1. Leidos
- 2. Gibbs&Cox, Inc.

⁸「商务部公告 2025 年第 13 号 公布将 15 家美国实体列入出口管制管控名单(中華人民共和国商務部サイト 2025 年 3 月 4 日)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e1ea9512b1f84dc6b1a17f703fa4cf56. html

- 3. IP Video Market Info, Inc.
- 4. Sourcemap, Inc.
- 5. Skydio, Inc.
- 6. Rapid Flight LLC
- 7. Red Six Solutions
- 8. Shield AI, Inc.
- 9. HavocAI
- 10. Neros Technologies
- 11. Group W
- 12. Aerkomm Inc.
- 13. General Atomics Aeronautical Systems, Inc.
- 14. General Dynamics Land Systems
- 15. Aero Vironment